

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第 59 条の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

名 前

福山市選挙管理委員会委員長 様

〈備考〉

- 1 名前は、必ず自分で記載すること。
- 2 「郵便等投票証明書」を必ず提示(同封)すること。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので明確に記載すること。
- 4 郵便等投票の請求期限は投票日の4日前(7月16日)まで。